三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五　この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十一条中「、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第七十一条の三第一項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第七十一条の四中「、第五十四条の七」を「から第五十四条の八まで」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第三条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「障害児（者）」を「障害者」に改め、「又は児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同法第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）（以下「自立訓練等」という。）」を削り、「自立訓練等を」を「自立訓練を」に改め、「又は障害児（以下「障害者等」という。）」を削り、「自立訓練等と、」を「自立訓練と、」に改め、「又は基準該当児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。）若しくは基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第七十一条の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。）」及び「並びに指定通所支援基準第二章第五節（第五十四条の五（第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十七条の規定を準用する部分に限る。）を除く。）及び第四章第五節（第七十一条の四（第二十七条及び第七十条（第一項を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を削り、「適用せず、指定通所支援基準第五十四条の五において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」とする」を「適用しない」に改め、同項第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「自立訓練等」を「自立訓練」に、「障害者等」を「障害者及び障害児」に改め、同項第二号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者等」を「障害者及び障害児」に改め、同項第四号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「自立訓練等」を「自立訓練」に、「障害者等」を「障害者及び障害児」に改め、同項第五号中「自立訓練等」を「自立訓練」に、「障害者等」を「障害者」に改め、「、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三三

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）第二十条第二項の規定に基づいて置かれる国家公務員制度改革推進本部事務局次長又は」を削り、「若しくはＴＰＰ政府対策本部」を「、ＴＰＰ政府対策本部」に改め、「首席交渉官」の下に「又は行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年七月十一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―三二

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「、国家公務員制度改革推進本部事務局次長」を削り、「又はＴＰＰ政府対策本部」を「、ＴＰＰ政府対策本部」に改め、「首席交渉官」の下に「又は行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。